

類型指定見直しの対象となる湖沼の整理・検討について

宮城県環境対策課

1. 類型指定の見直し対象湖沼の選択・絞り込みの考え方

昨年度に実施した類型指定見直し対象湖沼の選択・絞り込みに当たっての基本的な考え方については以下のとおり。

(1) COD等

類型指定済みの12湖沼(栗駒ダム、花山ダム、鳴子ダム、伊豆沼、長沼ダム、漆沢ダム、南川ダム、釜房ダム、大倉ダム、樽水ダム、七北田ダム、七ヶ宿ダム)を対象に、現状の類型指定及び達成期間の見直しについて、検討の必要性を判断した。

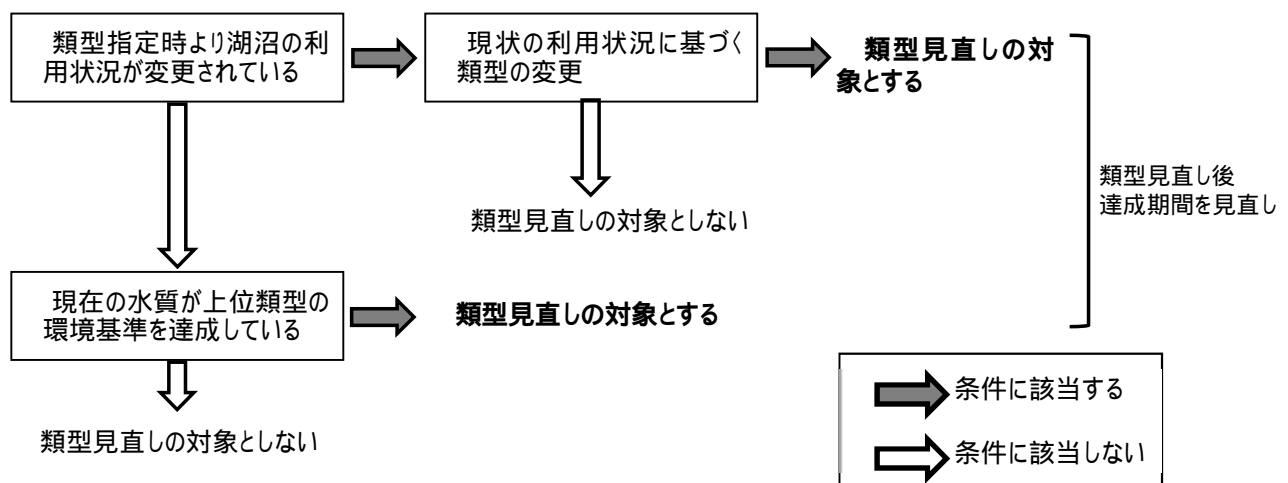
ア 類型指定の見直しの必要性について

以下の3項目により判断した。

- ・ 水域の利用目的の変更の有無
- ・ 類型指定以前から現在までの水質の状況
- ・ 上位類型の環境基準の達成状況(A類型、B類型)

なお、水域の利用目的のうち厳然たる自然地の探索である「自然環境保全」は、AA類型に相当するが、「人工湖は、元の自然から大きく改変され、厳然たる自然地ではないため、自然環境保全相当とは言えず、対策を講じた場合に達成可能な最高ランクとする。」との見解が国の審議会(平成15年中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会)で示されており、当県においてもこの見解を踏まえるものとした。

【類型指定見直し対象湖沼の選択・絞り込みの考え方フロー(COD等)】



達成期間の見直しについては、水質のトレンド等から判断し、現状の達成期間と齟齬が生じている湖沼についても実施。

(2) T - P

ア 類型指定済み湖沼（5湖沼）

既に類型指定済みの5湖沼（南川ダム、釜房ダム、大倉ダム、七北田ダム、七ヶ宿ダム）を対象に、現状の類型指定及び達成期間の見直しについて、検討の必要性を判断した。

（ア）類型指定の見直しの必要性について

以下の2項目により判断した。

- ・ 水域の利用目的の変更の有無
- ・ 上位類型の環境基準の達成状況

イ 類型未指定湖沼（7湖沼）

類型が未指定の7湖沼（栗駒ダム、花山ダム、鳴子ダム、伊豆沼、長沼ダム、漆沢ダム、樽水ダム）を対象に、直近10年間の水質による類型指定の要件の該当状況から、新規指定の検討の必要性を判断した。

（ア）新規指定の必要性について

以下の2項目全てに該当する湖沼を対象とする。

- ・ 水質汚濁防止法及び公害防止条例に係る特定施設が流域にある
- ・ 燐含有量規制対象（排水基準適用）湖沼

新規指定に当たっては、環境基準が適用された場合の汚濁負荷削減対策、特に汚濁排出源（点源）への規制手段の有無が重要となる。汚濁原因となり得る特定施設が存在しても、規制対象の水域でなければ排水規制が及ばないことから、2項目全てが必要と整理した。

(3) T - N

ア 類型未指定湖沼 (12 湖沼)

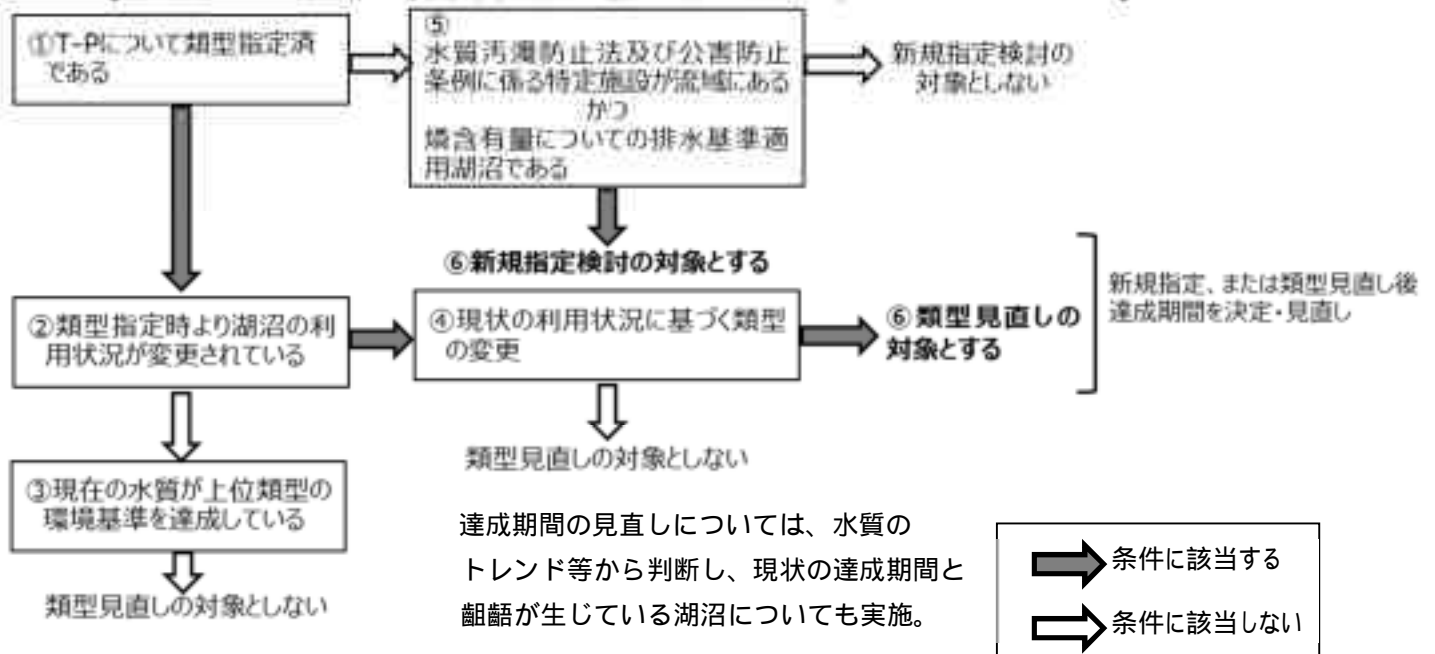
類型が未指定の 12 湖沼を対象に、類型指定の要件から、新規指定の検討の必要性を判断する。(当分の間適用しないとしている 5 湖沼 (南川ダム、釜房ダム、大倉ダム、七北田ダム、七ヶ宿ダム) も含む。)

(ア) 新規指定の必要性について

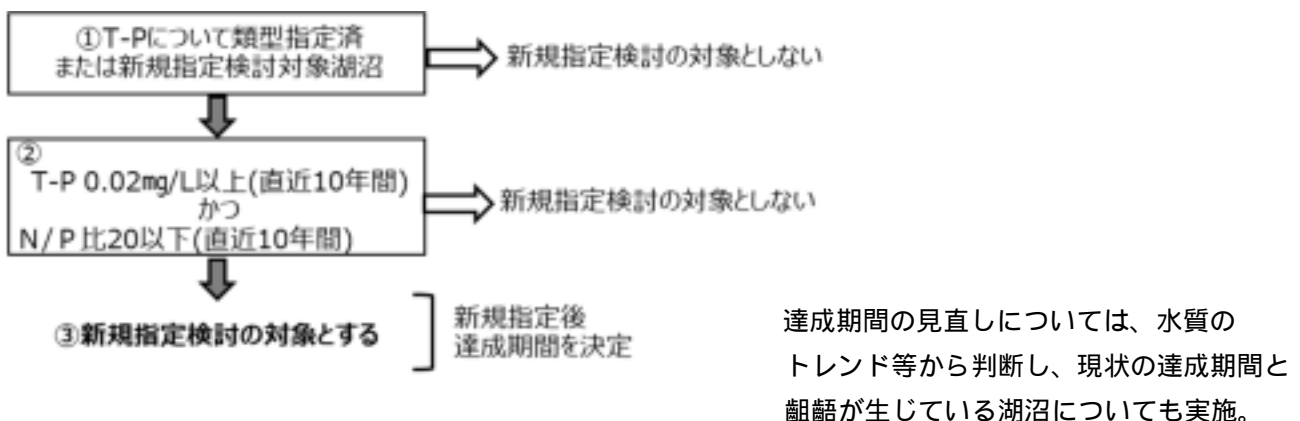
水質汚濁防止法施行規則に基づき、以下の 2 要項目¹全てに該当する湖沼を対象とする。

- ・ T - P 0.02 mg/L 以上 (直近 10 年間の水質)
- ・ N / P 比 20 以下 (直近 10 年間の水質)

【指定見直し・新規指定検討対象湖沼の選択・絞り込みの考え方フロー (T - P)】



【新規指定検討対象湖沼の選択・絞り込みの考え方フロー (T - N)】



¹ 全窒素の項目の基準値を適用すべき湖沼の条件：水質汚濁防止法施行規則(昭和 46 年総理府令・通商産業省令第 2 号。以下「規則」という。)第 1 条の 3 第 2 項第 1 号

2. 絞り込みの結果

1. の考え方にに基づき絞り込んだ結果、指定見直し・新規指定の検討対象となる湖沼は次のとおり。

(1) COD等（指定見直し対象）

栗駒ダム、花山ダム、鳴子ダム、伊豆沼、長沼ダム、漆沢ダム、釜房ダム、大倉ダム

(2) T - P

ア 指定見直し対象

対象湖沼なし

イ 新規指定検討対象

栗駒ダム、鳴子ダム、伊豆沼、長沼ダム

(3) T - N

新規指定検討対象

伊豆沼、長沼ダム、七北田ダム

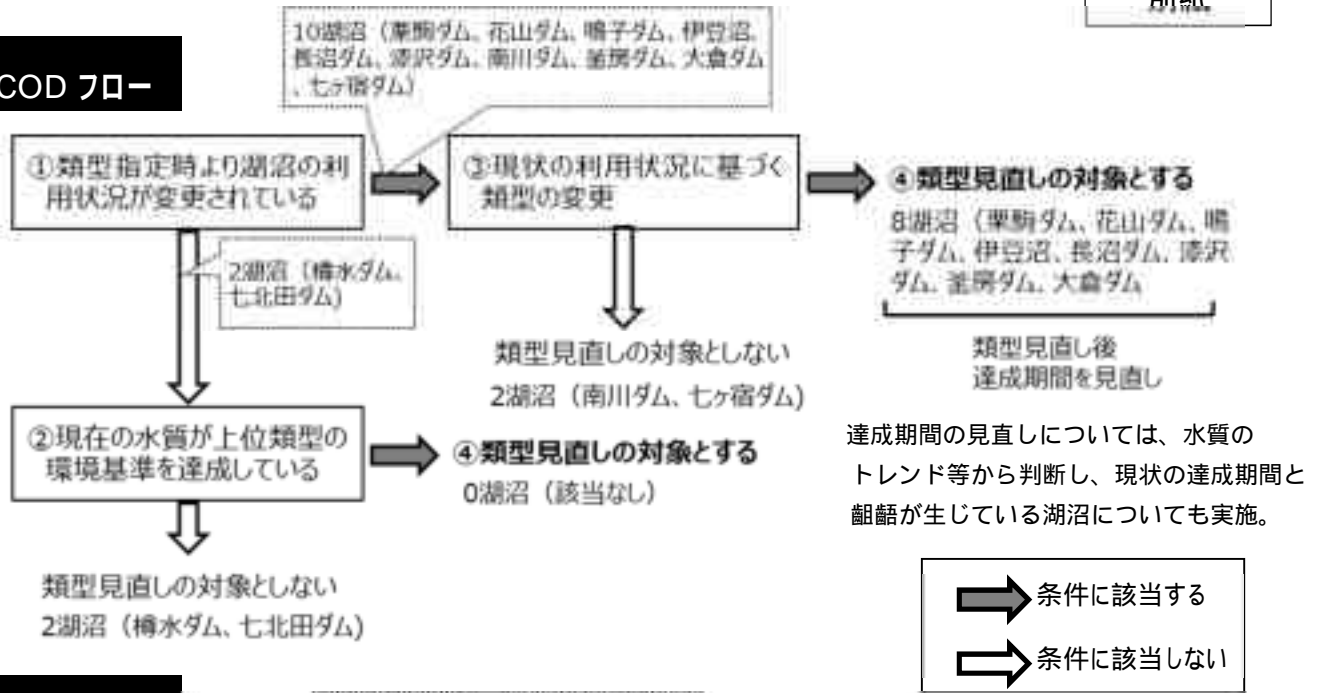
3. 達成期間

直近 10 年間の水質による環境基準達成状況、水質のトレンド等から判断し、現状の達成期間と齟齬が生じている湖沼について見直し対象とする。また、達成期間は、あてはめた類型での環境基準達成率や将来水質予測を踏まえ設定する。

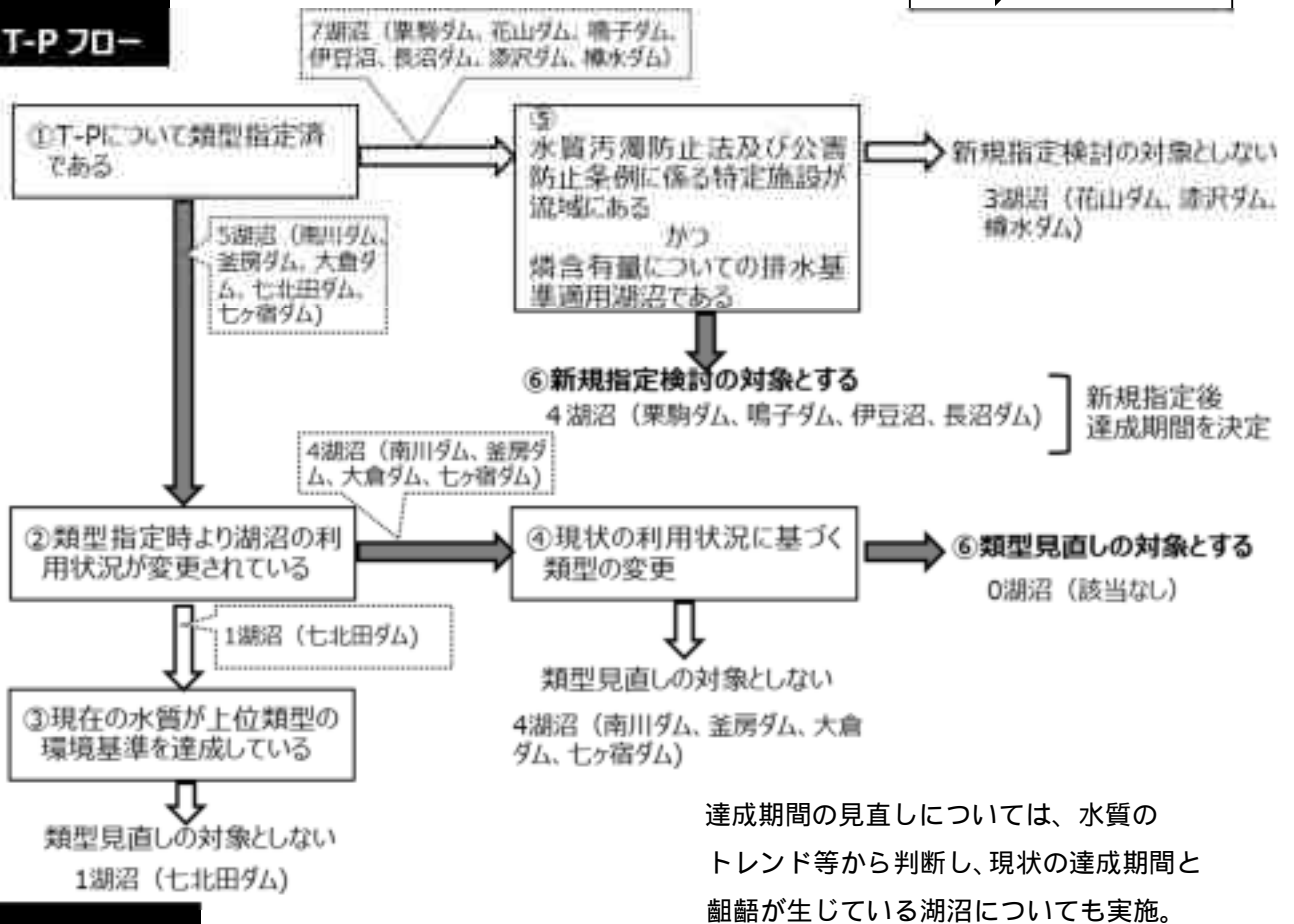
なお、達成期間の区分は、「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」(昭和 60 年 6 月 12 日付け環水管第 126 号)で以下のとおり定められている。また、期間内に環境基準の達成が見込めない湖沼は、暫定目標の設定について検討する。

- (1) 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は、原則として次のとおりとする。なお、「ハ」は遅くともおおむね 10 年以内に達成することを目途とする。
 - 「イ」: 直ちに達成
 - 「ロ」: 5 年以内で可及的速やかに達成
 - 「ハ」: 5 年を超える期間で可及的速やかに達成
- (2) 湖沼について、(1)に掲げる達成期間の区分により難しく、段階的に水質改善を図る必要がある場合には、達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。」とすることができるものとする。

COD フロー



T-P フロー



T-N フロー

